平成２６年（フ）第５４８号
埼玉県越谷市相模町３丁目126番地
債務者　落合　康男
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３９７号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目８番３―201号
債務者　桶谷亜由美（旧姓千引）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２１号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番18―206号
債務者　小島　円花（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６２号
札幌市東区北丘珠４条１丁目８番12―102号
債務者　寺本　雄二
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２７号
静岡県湖西市梅田520番地　ガーデニア110号室、申立時の住所札幌市北区新川６条15丁目６番１―508号
債務者　中村　　陸
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３６号
札幌市南区南沢４条４丁目５番６号
債務者　竹田　美雪
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６６号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番２号　第一豊明住宅206号
債務者　三上　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８０号
（現住所秘匿）、住民票上の住所札幌市白石区菊水１条３丁目３番11―102号
債務者　安藤　綾香（旧姓印出井）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３４号
札幌市北区新琴似７条９丁目１番17号　田中マンション102号
債務者　田中　繁人
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４７号
札幌市西区発寒６条４丁目３番２号
債務者　原田　年松
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４８号
札幌市西区発寒６条４丁目３番２号
債務者　原田美智子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６１号
札幌市豊平区福住２条４丁目２番５―703号上山方、住民票上の住所北海道恵庭市恵み野東７丁目３番10
債務者　生島　和泉
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６３号
札幌市清田区北野５条１丁目５番５号
債務者　榎本　孝弘
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６６号
札幌市手稲区前田３条９丁目１番25号　コーポ岡島101号
債務者　山田　深雪（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０７号
札幌市東区北34条東９丁目３番５号　和幸ハイツ103号
債務者　齊院智惠子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０８号
札幌市東区北34条東９丁目３番５号　和幸ハイツ103号
債務者　齊院由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５４号
北海道石狩市花川南２条２丁目68番地２
債務者　羽石　友美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２３号
札幌市西区発寒11条４丁目２番12―101号
債務者　船越　克経
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部